

新規上場申請のための四半期報告書

(第8期第3四半期)

自 2023年7月1日

至 2023年9月30日

株式会社 Veritas In Silico

【表紙】

【提出書類】 新規上場申請のための四半期報告書

【提出先】 株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 岩永 守幸 殿

【提出日】 2024年1月5日

【四半期会計期間】 第8期第3四半期(自 2023年7月1日 至 2023年9月30日)

【会社名】 株式会社Veritas In Silico

【英訳名】 Veritas In Silico Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 中村 慎吾

【本店の所在の場所】 東京都品川区西五反田一丁目11番1号

【電話番号】 03-6421-7537(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 松岡 弘之

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区西五反田一丁目11番1号

【電話番号】 03-6421-7537(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 松岡 弘之

目 次

頁

表紙

第一部【企業情報】	1
第1【企業の概況】	1
1【主要な経営指標等の推移】	1
2【事業の内容】	2
第2【事業の状況】	3
1【事業等のリスク】	3
2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	3
3【経営上の重要な契約等】	4
第3【提出会社の状況】	5
1【株式等の状況】	5
2【役員の状況】	6
第4【経理の状況】	7
1【四半期財務諸表】	8
2【その他】	13
第二部【提出会社の保証会社等の情報】	14
四半期レビュー報告書	巻末

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第8期 第3四半期累計期間	第7期
会計期間		自 2023年1月1日 至 2023年9月30日	自 2022年1月1日 至 2022年12月31日
事業収益	(千円)	279,251	178,801
経常利益又は経常損失(△)	(千円)	37,888	△138,455
四半期純利益又は当期純損失(△)	(千円)	35,750	△141,381
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	—	—
資本金	(千円)	90,000	90,000
発行済株式総数			
普通株式	(株)	5,501,314	1,100,000
A種優先株式	(株)	—	590,657
B種優先株式	(株)	—	500,000
C種優先株式	(株)	—	560,000
純資産額	(千円)	1,578,341	1,542,590
総資産額	(千円)	1,679,482	1,598,576
1株当たり四半期純利益又は1株当たり当期純損失(△)	(円)	6.50	△25.70
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益	(円)	—	—
1株当たり配当額	(円)	—	—
自己資本比率	(%)	94.0	96.5

回次		第8期 第3四半期会計期間
会計期間		自 2023年7月1日 至 2023年9月30日
1株当たり四半期純損失(△)	(円)	△9.79

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。
3. 当社は2023年7月31日開催の臨時株主総会の決議により、定款の一部変更を行い、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式に関する定款の定めを廃止し、同日付でA種優先株式590,657株、B種優先株式500,000株及びC種優先株式560,000株をすべて普通株式に変更しております。これにより発行済株式総数のうち普通株式が1,650,657株増加しております。また、2023年7月31日開催の取締役会決議により、2023年8月17日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っておりますが、第7期の期首に当該A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式から普通株式への変更並びに株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益及び1株当たり当期純損失(△)を算定しております。
4. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
5. 当社は、第7期第3四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、第7期第3四半期累

計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

6. 1株当たり配当額については、配当を実施していないため、記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。なお、当社は、前第3四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、前年同四半期累計期間との比較分析は行っておりません。

(1) 経営成績の状況

当社は、mRNAを標的とする低分子創薬を通じて、「どんな疾患の患者様も治療法がないと諦めたり、最適な治療が受けられないと嘆いたりすることのない、そんな希望に満ちたあたたかい社会を実現する」ことを経営理念（ミッション）としています。当社が事業領域とするmRNA標的的低分子創薬は、従来のタンパク質を標的とする創薬では狙えなかった疾患にもアプローチが可能であるため、アンメット・メディカル・ニーズ（これまでに開発された治療薬や治療法では満たされない医療ニーズ）の充足につながる技術です。当社は、製薬業界で新たな創薬領域を切り拓く先駆者、すなわち「パスファインダー（Pathfinder）」として、当社の創薬プラットフォーム「ibVIS®」を活用した製薬会社との共同創薬研究の実施により、革新的なmRNA標的的低分子医薬品を迅速に患者様に届けることを目指します。

当第3四半期累計期間（2023年1月1日から2023年9月30日）において、当社の「ibVIS®」を活用した製薬会社（パートナー）との共同創薬研究は順調に進捗し、研究支援金の取得や事前に設定した研究マイルストーン達成等による事業収益を計上しました。

2023年6月には、武田薬品工業株式会社（以下「武田薬品」という）と、武田薬品が重点疾患領域に定める疾患の複数の遺伝子に対して、mRNAを標的とした低分子医薬品の創出を目的とした新規共同創薬研究契約を締結しました。本契約では、創薬研究の初期から上市・販売にいたる全ての経済条件を定めており、本契約の締結に伴い、当社が保有するプラットフォーム技術へのアクセスフィーとしての契約一時金にくわえ、研究支援金を取得しました。

また2023年6月には、新たなパートナー獲得のため、ボストンで開催されたBio International Convention 2023に参加し、当社のmRNA標的的低分子創薬に関心を持つ多数の海外製薬会社に当社のプラットフォーム技術を紹介しました。現在、これら製薬会社等と共同創薬研究契約の締結に向けた交渉を開始しています。

以上の結果、当第3四半期累計期間における経営成績は事業収益279,251千円、営業利益39,657千円、経常利益37,888千円、四半期純利益35,750千円となりました。

なお、当社は創薬プラットフォーム事業の単一のセグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 財政状態の状況

（資産）

当第3四半期会計期間末の総資産は1,679,482千円となり、前事業年度末に比べて80,905千円増加しました。その主な要因は、売掛金が35,783千円減少したものの、現金及び預金が132,020千円増加したことによるものです。

（負債）

当第3四半期会計期間末の負債は101,140千円となり、前事業年度に比べて45,154千円増加しました。その主な要因は、前受金が31,716千円、その他に含まれている未払消費税等が16,568千円増加したことによるものです。

（純資産）

当第3四半期会計期間末の純資産は1,578,341千円となり前事業年度と比べて35,750千円増加しました。その要因は、四半期純利益35,750千円の計上によるものです。この結果、自己資本比率は94.0%（前事業年度末は96.5%）となりました。

(3) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(4) 経営方針・経営戦略等

当第3四半期累計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第3四半期累計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(6) 研究開発活動

当第3四半期累計期間における研究開発費の金額は102,400千円であります。

なお、当第3四半期累計期間において、当社の研究開発活動に重要な変更はありません。

(7) 経営成績に重要な影響を与える要因

当第3四半期累計期間において、経営成績に重要な影響を与える要因について重要な変更はありません。

(8) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当第3四半期累計期間において、資本の財源及び資金の流動性に関する事項について重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	22,000,000
計	22,000,000

② 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (2023年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (2024年1月5日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	5,501,314	5,501,314	非上場・非登録	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
計	5,501,314	5,501,314	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2023年7月31日 (注)1	普通株式 1,650,657 A種優先株式 △590,657 B種優先株式 △500,000 C種優先株式 △560,000	普通株式 2,750,657	—	90,000	—	1,364,999
2023年8月17日 (注)2	普通株式 2,750,657	普通株式 5,501,314	—	90,000	—	1,364,999

(注) 1. 2023年7月31日開催の臨時株主総会の決議に基づき、定款の一部変更を行い、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式に関する定款の定めを廃止し、同日付でA種優先株式590,657株、B種優先株式500,000株及びC種優先株式560,000株をすべて普通株式に変更しております。これにより発行済株式総数のうち普通株式が1,650,657株増加しております。

2. 2023年7月31日開催の取締役会決議に基づき、2023年8月17日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2023年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 5,500,900	55,009	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 414	—	—
発行済株式総数	5,501,314	—	—
総株主の議決権	—	55,009	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員状況】

前事業年度に係る定時株主総会終了後、当四半期累計期間における役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 退任役員

役職名	氏名	退任年月日
社外取締役	小川 博史	2023年8月18日
社外取締役	藤波 亮	2023年8月18日
社外取締役	長谷川 宏之	2023年8月18日
社外取締役	松本 尚	2023年8月18日

(2) 異動後の役員の男女別人数及び女性の比率

男性6名 女性1名 (役員のうち女性の比率14.3%)

第4 【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、第3四半期会計期間(2023年7月1日から2023年9月30日まで)及び第3四半期累計期間(2023年1月1日から2023年9月30日まで)に係る四半期財務諸表について、東陽監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4. 最初に提出する四半期報告書の記載上の特例について

当新規上場申請のための四半期報告書は、「企業内容等開示ガイドライン24の4の7-6」の規定に準じて前年同四半期との対比は行っておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年12月31日)	当第3四半期会計期間 (2023年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,484,432	1,616,453
売掛金	35,783	-
貯蔵品	16,032	15,163
前渡金	1,002	3,054
前払費用	1,772	2,126
その他	8,157	9,848
流動資産合計	1,547,181	1,646,647
固定資産		
有形固定資産	47,682	29,907
無形固定資産		
ソフトウェア	1,100	528
特許権	1,189	1,027
無形固定資産合計	2,289	1,556
投資その他の資産	1,422	1,370
固定資産合計	51,394	32,834
資産合計	1,598,576	1,679,482

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年12月31日)	当第3四半期会計期間 (2023年9月30日)
負債の部		
流動負債		
未払金	24,180	20,762
未払法人税等	2,850	2,137
前受金	24,420	56,136
その他	4,535	22,103
流動負債合計	55,986	101,140
負債合計	55,986	101,140
純資産の部		
株主資本		
資本金	90,000	90,000
資本剰余金	1,593,971	1,452,590
利益剰余金	△141,381	35,750
株主資本合計	1,542,590	1,578,341
純資産合計	1,542,590	1,578,341
負債純資産合計	1,598,576	1,679,482

(2) 【四半期損益計算書】

【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期累計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年9月30日)
事業収益	279,251
事業費用	
研究開発費	102,400
販売費及び一般管理費	137,194
事業費用合計	239,594
営業利益	39,657
営業外収益	
受取利息	14
講義料	155
その他	60
営業外収益合計	231
営業外費用	
上場関連費用	2,000
営業外費用合計	2,000
経常利益	37,888
税引前四半期純利益	37,888
法人税、住民税及び事業税	2,137
法人税等合計	2,137
四半期純利益	35,750

【注記事項】

(会計方針の変更等)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を第1四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、四半期財務諸表に与える影響はありません。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年9月30日)
減価償却費	20,539千円

(株主資本等関係)

当第3四半期累計期間(自 2023年1月1日 至 2023年9月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

当社は、2023年3月17日開催の定時株主総会の決議に基づき、2023年3月17日付けで繰越利益剰余金の欠損填補を行ったことにより、資本剰余金が141,381千円減少し利益剰余金が141,381千円増加しております。

この結果、当第3四半期会計期間末において、資本剰余金が1,452,590千円、利益剰余金が35,750千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第3四半期累計期間（自 2023年1月1日 至 2023年9月30日）

当社は、創薬プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

項目	当第3四半期累計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年9月30日)
契約一時金収入	150,000
マイルストーン収入	49,200
ロイヤリティ収入	—
研究支援金収入	72,566
受託研究収入	7,400
顧客との契約から生じる収益	279,166
その他の収益	85
外部顧客への売上高	279,251

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年9月30日)
1株当たり四半期純利益	6円50銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益(千円)	35,750
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	35,750
普通株式の期中平均株式数(株)	5,501,314
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
2. 2023年7月31日開催の臨時株主総会の決議により、定款の一部変更を行い、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式に関する定款の定めを廃止し、同日付でA種優先株式590,657株、B種優先株式500,000株及びC種優先株式560,000株はすべて普通株式に変更しております。これにより発行済株式総数のうち普通株式が1,650,657株増加しております。また、2023年7月31日開催の取締役会決議により、2023年8月17日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っておりますが、当事業年度の期首に当該A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式から普通株式への変更並びに株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2023年12月21日

株式会社 Veritas In Silico

取締役会 御中

東陽監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士
業務執行社員

中野敦夫

指定社員 公認会計士
業務執行社員

川久保孝之

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、「経理の状況」に掲げられている株式会社Veritas In Silicoの2023年1月1日から2023年12月31日までの第8期事業年度の第3四半期会計期間（2023年7月1日から2023年9月30日まで）及び第3四半期累計期間（2023年1月1日から2023年9月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社Veritas In Silicoの2023年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上